

埼玉県災害時小児周産期リエゾン設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県は、地震等の大規模な災害が発生した場合において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供するため、医療関係機関、行政機関等との調整等を行う「災害時小児周産期リエゾン」を設置する。

(災害時小児周産期リエゾンの指定)

第2条 知事は、災害時における小児・周産期医療体制の構築に必要な知識及び技能等を有する者として、厚生労働省が災害時小児周産期リエゾン養成のために実施する研修の修了者又はそれに準ずる者を、災害時小児周産期リエゾンに指定し、指定書を交付する。

(職務)

第3条 災害時小児周産期リエゾンは、災害等の発生に伴い、県対策本部の要請等を受けて県の指定する場所に参集し、次に掲げる職務を行うとともに、県対策本部に対し必要な助言等を行う。

- (1) 被災地における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信
- (2) 被災地外における小児・妊産婦受入体制の構築及び搬送調整
- (3) 行政機関と連携した災害時の小児や妊産婦に係る医療や保健課題解決
- (4) その他、災害時の小児・周産期医療に関し必要な事項

2 前項の規定によるほか、災害時小児周産期リエゾンは、平時において次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 平時における小児・周産期医療ネットワーク構築と訓練
- (2) その他、災害時に備えた小児・周産期医療体制の構築に関し必要な事項

(守秘義務)

第4条 災害時小児周産期リエゾンは、前条に規定する職務を遂行する上で知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(指定の解除)

第5条 県は、災害時小児周産期リエゾンが次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害時小児周産期リエゾンの指定を解除することができる。

- (1) 自己の都合により、指定の解除を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (3) 前条に規定する義務に違反したとき。
- (4) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

2 前項の規定によるほか、県は、災害時小児周産期リエゾンが所属する組織の代表者から、当該災害時小児周産期リエゾンの指定の解除の申出があったときは、当該災害時小児周産期リエゾンの指定を解除することができる。

(非常勤職員の任免)

第6条 平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省通知「「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」における技術的助言に基づき、大規模災害が発生した場合において、知事は県の指定する場所に招集された災害時小児周産期リエゾンを、地方公務員法第3条第3項の規定する特別職非常勤職員に任用する。

2 県がリエゾンの参集を要しないと判断したとき又は第5条により災害時小

児周産期リエゾンの指定が解除されたとき、知事は当該リエゾンについて特別職非常勤職員の任用を免ずる。

(服務等)

第7条 特別職非常勤職員として職務に従事する災害時小児周産期リエゾンの服務その他の勤務条件については、非常勤職員取扱要綱（昭和50年4月1日人第2号）によるものとし、勤務日数は災害等の被害状況に鑑み、予算の範囲内で別に定める。

(報酬及び費用弁償等)

第8条 特別職非常勤職員として職務に従事した場合の災害時小児周産期リエゾンの報酬の支払い及び費用弁償は、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和31年埼玉県条例第31号）に基づき、「災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準」（平成十三年三月二十三日告示第三百九十三号）に定める実費弁償の範囲内で行う。

2 特別職非常勤職員としての職務における公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」（昭和四十二年十二月二十三日条例第五十一号）による。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。